

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- **建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること**
 - ・ 工事の費用（契約金額）
 - ・ 工期
 - ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- **工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること**
- **石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること**

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

令和2年度					令和3年度		令和4年度		令和5年度	
7月					10月		4月		4月	
事前調査方法の明確化					周知		令和3年4月施行			
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用					周知		令和3年4月施行			
事前調査・分析調査を行う者の要件新設					周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）				令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等					周知		令和3年4月施行			
計画届の対象拡大					周知		令和3年4月施行			
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設					周知、電子届出システムの開発				令和4年4月施行	
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化					周知		令和3年4月施行			
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設					周知		令和2年10月施行			
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設					周知		令和3年4月施行			
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）					周知		令和3年4月施行			
労働者ごとの作業の記録項目の追加					周知		令和3年4月施行			
作業実施状況の写真等による記録の義務化					周知		令和3年4月施行			
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮					周知		令和3年4月施行			

改正石綿則・安衛則の公布